令和5年度(補正予算)脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)) 公募要領

令和6年3月8日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

公益財団法人日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)では、環境省から 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))の交付決定(令和6年2月22日付け)を受け、タクシー事業者、バス事業 者等が二酸化炭素排出削減効果を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 及び燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)を導入する事業に要する経費を 補助することにより、電気自動車等の普及初期の導入加速を支援し、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的とします。 本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和5年度(補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付規程(令和6年3月8日輸技協事第5-16号。以下「交付規程」という。)にしたがって手続を行うようお願いいしたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、JATAとしましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- ▶ 応募の申請者が JATA に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ▶ 補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について JATA の承認を受けなければなりません。

なお、JATA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
 - 補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消す対象となった額を返還していただくことになります。
- ▶ なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律」(昭和30年法律第179号)の第29条から第32条にお いて、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、タクシー事業者、バス事業者等が二酸化炭素排出削減効果を有する電気自動車等を導入する事業に要する経費を補助することにより、電気自動車等の普及初期の導入加速を支援し、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は、二酸化炭素削減効果について事業報告書を環境大臣(以下「大臣」という。)に提出していただくことになります。また、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとともに、導入車両が環境省補助事業によるものである旨の表示(車両へのステッカーの貼付)などが必要となります。
- これらの義務が十分果たされないときは、JATA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を解除することもあります。 また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業の要件

(1)本事業は、事業者が次に掲げる自動車であって、道路運送法(昭和26 年法律第183 号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員10人以下の車両(以下「タクシー等車両」という。)にあっては、JATAホームページに掲載されている「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる自動車又は事前登録された自動車をタクシー等車両として導入する事業を対象とします。乗車定員11人以上の車両(以下「バス車両」という。)にあっては、継続的に製造され市場において販売することが予定され、JATAのホームページに事前登録情報として掲載されたバス車両を導入する事業を対象とします。

また、令和5年度当初予算で既にタクシーの交付決定を受けている場合を除き、 タクシー等車両・バス車両として導入される電気自動車の充電に必要な充電設備 で一体的に導入するものに限ることから充電装置のみの申請はできません。

- ① 電気自動車(電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車)
- ② プラグインハイブリッド自動車(エンジンとモーターを組合せた動力源をもち、かつ、外部電源による充電設備を備えている自動車)
- ③ 燃料電池自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機 関を併用しない自動車)

④ 充電設備

- ア 本事業による自動車として導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること。
- イ 設置場所は申請事業者の敷地(事業所、営業拠点)等に設置するものである こと。
- ウ 充電設備は、普通充電器、急速充電器、V2H、外部給電器及び高圧受電設

備とし、メーカー名及び型式等は経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器であること。

エ 電気自動車用充電設備等の導入に必要な工事費(本工事費。付帯工事費) については、JATAが認めた設備費、業務費及び事務費であること。

なお、①~③の要件に該当する車両、並びに④のうち普通充電器、急速充電器、V2H、外部給電器に該当する機器はJATAのホームページに事前登録情報として掲載されます。

ただし、対象となるタクシー等車両及びバス車両については、事前登録申請日までに、以下の取組の実施について表明する者により生産されたものに限ります。ただし、地球温暖化対策法推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO2排出量が20万t以上の者(以下「多排出者」という。)については、原則、令和6年3月31日までに以下の取組の実施について表明することとします(令和6年3月31日までに表明することが困難ですが、同日時点で表明する意思を環境省に示した多排出者については、令和6年6月30日までの表明も認めます。)。

- ア 以下(i)~(iii)の CO2 排出削減のための取組を実施してください。なお、GX リーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。ただし、多排出者以外の者又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する者については、CO2 排出削減のためのその他の取組をもって、これらに替えることができます。
- (i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO2排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表してください。 (注)第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライ
- (ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット若しくは JCM その他国内の CO2 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

ン」に則ってください。

- (iii) 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること 等を通じてサプライチェーン全体での GX 実現に向けた取組を促進してください。
- イ 当該生産品に関し、自社の成長(例:コスト競争力の向上や海外市 場の獲得)につながる今後の方針を策定してください。
- ウ 必要な人材の確保に向けた取組(例:継続的な賃上げ)を進めてく ださい。

また、JATAは、大臣から指示があった場合は、交付の対象となった タクシー等車両及びバス車両の生産者に対し上記ア〜ウに関する報告を 求め、これを大臣に報告します。 (2) 補助対象車両は、令和6年2月1日から令和7年3月3日(補助対象車両を 購入後に交付申請する場合は令和7年1月31日)までに新車として新規に登 録する(された)車両であること。(割賦販売による所有権留保は認められませ ん。)

バスの改造については、改造に係る変更登録を令和7年3月3日までに完了すること。

また、充電設備の設置は、【実績報告書を】令和7年3月3日までに完了【提出】すること。

3. 補助対象事業者

本事業において、補助金の交付を申請できる者(補助対象事業者)は、次に掲げる者のうち、国で定める目標(目安)に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者とする。

- ① タクシー等車両を事業の用に供する者
- ② タクシー等車両の貸渡し(リース)を業とする者(①、③及び⑦に貸し渡す者に限る。)
- ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有する又は使用するタクシー等車 両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
- ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者
- ⑤ バス車両を事業の用に供する者
- ⑥ バス車両の貸渡し(リース)を業とする者(⑤及び⑦に貸し渡す者に限る。)
- ⑦ 地方公共団体
- 8 その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

なお、⑦を除く者のうち、多排出者については、交付申請日又は令和6年6月30日のうちいずれか遅い日までに、以下(i)及び(ii)のCO2排出削減のための取組の実施について表明する者に限ります。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします。

- (i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO2排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。
 - (注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則って ください。
- (ii)(i)で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット若しくは J C M その他国内の C O 2 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、 又は未達理由を公表してください。

4. 補助金額等

- (1) タクシー等車両の補助金額は、次のとおりです。なお、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の車両本体価格注 の上限は 600 万円、燃料電池自動車の車両本体価格注 の上限は 1,000 万円です。
 - ① 電気自動車 車両本体価格の1/4
 - ② プラグインハイブリッド自動車 車両本体価格の1/5
 - ③ 燃料電池白動車 車両本体価格の1/3

バス車両の補助基準額は、次のとおりです。

- ① 電気自動車 補助対象となる車両と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の2/3
- ② プラグインハイブリッド自動車 補助対象となる車両と同クラスの標準 的燃費基準自動車との価格の差額の2/3
- ③ 燃料電池自動車 車両本体価格の1/2
- 注)車両本体価格は JATA ホームページの補助対象車両一覧の車両本体価格
- (2) 充電設備の補助基準額
 - ① 充電設備の価格と充電設備工事費の和(JATA が必要と認めた額)の2分の1となります。

自動車については、後日、JATAのホームページにて公表する「事前登録された補助対象車両情報(一覧)」(以下「事前登録情報」といいます。)において、補助基準額(上限値)を掲載します。

5. 予算総額

約90億円

6. 申請者

補助金を申請できる者は、補助対象車両の自動車検査証上の所有者に該当する者 又は所有者となっている者(既に購入している場合)です。したがいまして、リースの場合は、リース事業者となります。

7. 申請先

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 補助金執行グループ 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5 全日本トラック総合会館8階

8. 申請受付

(1)受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受付期間	予算額	留意事項
令和6年		・申請にかかる審査は、申し込み順に行います。
3月8日(金)		・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日
~		付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、
令和7年		当該日付から1か月(30 日)後までに申し込みの
1月31日(金)		あったすべての交付申請を対象に審査を行います。
(ただし、バスに		なお、予算残額を超える申請があった場合には、抽
ついては、令和6		選を実施したうえ補助事業者を決定します。
年6月28日(金)		受付状況は、JATAのホームページで公表いたし
までを一次公募	約 90 億円	ます。
とします。なお、		
以降の公募につ		
いては、別途		
JATA のホーム		
ページでお知ら		
せいたします。)		
(留意事項参照)		

(2) 申請の方法

申請は JATA 電子申請システム*1から行ってください。 やむを得ず JATA 電子申請システムから申請できない場合には、郵便又は総務大臣の認可を受けた事業者が取り扱う信書便*2での提出(当日受付印有効)あるいは持参(土日祝日を除く、午後 5 時まで)のいずれかとします。

※1: JATA タクシー・バス補助金ホームページ専用ページにつきましては開設後にJATAホームページ(https://ataj.or.jp/) にてお知らせいたします。

※2:宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法等の規定により申請書(信書) を取り扱うことができません。ご注意ください。

9. 補助金申請の方法

- Thus, - Thus			
申請対象自動車	申請方法		
• 電気タクシー			
•プラグインハイブリッドタクシー	・補助対象車両を購入する前に行う申請(以		
・燃料電池タクシー	下「通常申請」という。)又は補助対象車両		
電気バス	を購入後に行う申請(以下「実績申請」と		
・プラグインハイブリッドバス	いう。)とする。		
・ 燃料電池バス			
• 充電設備	・通常申請とする。		

10. 補助金申請書等必要書類の提出

申請に必要な書類は以下になります。なお、JATA電子申請システムによる場合、 交付規程の様式はシステム上での入力となります。また、申請者は必要書類(オリ ジナルファイル※)を保管しておいてください。※アップロードされたファイルそ のものとなります。

(1) 通常申請の場合

(交付申請書提出時)

- 1 提出資料一覧表
- ② 交付規程様式第1(交付申請書)及び交付規程様式第1(その2)(商用車の 電動化促進事業(タクシー・バス)実施計画書)
- ③ 申請者が法人である場合は、現在事項全部証明書の写し(コピー)(初回申請 時*のみ、発行後3か月以内のもの)
 - ※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいた します。

申請者が個人事業者である場合は、住民票の写し(コピー)(発行後3か月以内のもの)又は自動車運転免許証の写し(コピー)

- ④ 補助対象経費に係る見積書の写し(コピー)
- ⑤ 自動車購入契約書の写し(納車予定日を明記しているもの)(リース以外の 場合に限る)
- ⑥ 自動車賃貸借契約書(契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書(案))の写し(コピー)(リースの場合に限る)
- ⑦ 交付規程様式第1(その3)(誓約書)
- ③ リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの)(リースの場合に限る。)
- ⑤ 国で定める目標(目安)に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書(リースの場合は貸渡し先等)

(JATA の交付決定通知を受け、車両を購入した後)

- ① 交付規程様式第10(完了実績報告書)及び様式第10(その2)(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)実施報告書)
- ② 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)
- ③ 補助対象経費に係る支払いを証する書類(領収書等)の写し(コピー) *②及び③には補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること
- ④ 補助対象車両の自動車検査証(自動車検査証記録事項を含む。以下同じ。)の 写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時 の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))
- ⑤ 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る)
- ⑥ リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの)(リースの場合に限る)

(JATA の交付額確定通知を受けた後)

- ① 交付規程様式第13(精算払請求書)
- (1) -2 自動車と充電設備を同時申請する場合及び充電設備のみの申請をする 場合(通常申請)
 - (1)-1に記載の書類に加え以下の書類を提出してください。
 - ① 提出資料一覧表(その1)
 - ② 交付規程様式第1(その2の2)
 - ③ 充電設備の導入に関する説明書
 - ア 充電設備の設置位置と導入車両の使用本拠位置(車庫)の関係を説明した書面
 - イ 充電設備の標準的な使用状況(導入車両の運行と充電時期・時間の関係など)
 - ウ 充電設備を複数台導入する場合は、導入車両の台数と導入する充電設備の台数の必要性などを説明した書面
 - ④ 充電設備の導入に関する見積書の写し(コピー)(充電器本体の価格と工事費を分けて記載するとともに、商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)実施要領(改正 令和6年2月16日 環水大モ発第2402166号)別表第1電気自動車用充電設備導入事業の第3欄に示す経費を参考に記載していること。)
 - ⑤ 充電設備の安全性に関する認証書等 メーカー名及び型式等は経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普 及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機 器であること。
 - ⑥ 工事図面(工事概略図、全体図、部分詳細図) 設計上の注意として、以下の点に注意すること
 - (1) 充電設備の利用は、本事業と一体的に導入された車両のみであること。
 - (2) 充電設備の設置場所は、申請者が所有する事務所・工場等の敷地内であること。
 - (3)来客車注用の駐車場に設置されていないこと。
 - (4) 事務所・工場等が自宅を兼ねている場合で、駐車場が自宅兼事務所等に付随していないこと。
 - (5) 充電設備は、駐車スペース1台分につき、1基とすること。ただし、充電コネクタが2つ以上または充電部が2基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画すること。
 - (6) 駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保すること。
 - 注):申請者と契約等を行う取引先や業者用の車のことをいう。
 - ⑦ 交付規程第8条第二号の規定に基づく競争見積書等(3社以上)

(2) 実績申請の場合

- ① 提出資料一覧表
- ② 交付規程様式第1の2(交付申請書兼完了実績報告書)及び交付規程様式第1(その2)(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)実施計画書)
- ③ 申請者が法人である場合は、現在事項全部証明書の写し(コピー)(初回申請 時※のみ、発行後3か月以内のもの)

※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいた します。

申請者が個人事業者である場合は、住民票の写し(コピー)(発行後3か月以内のもの)又は自動車運転免許証の写し(コピー)

- ④ 補助対象経費に係る見積書の写し(コピー)
- ⑤ 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)
- ⑥ 補助対象経費に係る支払いを証する書類(領収書等)の写し(コピー) *⑤及び⑥には補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されている こと。
- ⑦ 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))
- ⑧ 自動車賃貸借契約書の写し(リースの場合に限る)
- ⑨ リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの)(リースの場合に限る)
- ⑩ 国で定める目標(目安)に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書
- ⑪ 交付規程様式第13(精算払請求書)
- ② 交付規程様式第1(その3)(誓約書)
 - *一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できませんのでご了 承ください。
 - *JATAは、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

11. 交付申請書の交付決定

JATAは、公正かつ透明性が確保された手続により交付決定等を行うため、外部 有識者等により構成される委員会により策定された「間接補助金交付先の採否に関 する審査基準」及び「導入対象車両の事前登録に関する審査基準」に基づき審査を 実施し、交付決定を行います。

12. 交付申請書等の審査基準

審査基準については、JATA のホームページ上で公開予定です。

- ① 申請者が間接補助事業者の要件を満たしているか
- ② 申請に係る補助対象車両であり、かつ、基準額が正しいか
- ③ 申請書の添付書類(現在事項全部証明書、見積書、請求書、領収書等)は正 しく記載されたものか
- ④ 申請者がリース事業者の場合、貸渡し先事業者と正しく契約されているか
- ⑤ 補助金がリース料金に反映されているか

- ⑥ 導入された補助対象車両の自動車検査証の記載内容は、申請内容及び添付書 類の内容と一致しているか
- ⑦ 導入された充電設備は、導入車両の充電を行うための設置位置、導入台数が 出力電力等設備を上回らず同数であること。
- ⑧ 国で定める目標(目安)に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定 しているか

13. 交付決定及び額の確定通知

10.(1)の通常申請をする場合は、申請書類の内容について、審査基準策定委員会において定める審査基準(申請書、実績報告書及びそれらに係る提出書面の要件等)に基づき審査の上で補助金の交付決定を行うとともに、補助事業実施後に補助事業者が JATA に提出する実績報告の内容を審査の上で補助金の額の確定を行います。

10.(2)の実績申請をする場合は、申請書類の内容について審査基準に基づき審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行います。

これらの補助金の交付決定及び額の確定については、申請者または補助事業者に文書により通知します。

14. 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日(新車新規登録日)からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間について、年度毎に当該年度の終了後30日以内に当該補助事業による燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及びその他の二酸化炭素排出削減効果に関連する情報について、別途示す様式による事業報告書を大臣あてに提出してください。

15、注意事項

- (1)補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- (2)通常申請で補助金申請した場合、JATAの交付決定を受けるまでは申請に係る 自動車を購入(新規登録)することはできません。JATAの交付決定前に購入さ れた場合、交付決定が無効となります。
- (3)補助金を受けて購入した車両は、車両登録の日からそれぞれの車両の法定耐用年数*が保有義務期間(リースの場合は同一の事業者において使用を継続する義務)となります。また、補助金を受けて設置した充電設備の保有義務期間は設置完了した日から6年間となります。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立って JATA の承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくことになります。
- (4)補助事業者が以下の関係会社から調達する場合は、利益等排除の対象となりますので、JATA に申し出てください。
 - ① 補助事業者自身
 - ② 100%同一資本に属するグループ企業
 - ③ 補助事業者の関係会社

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)において定める年数

16. その他

本要領に定めのない事項につきまして、JATA は関係省庁と協議を行い、補助対象事業者に対しその見解を示すこととします。

(本件に関する問い合わせ先)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ 佐野、横山、米本、青木

電話 03-6836-1203

※受付時間:平日(12月29日~1月4日を除く)

午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)

問い合せメールアドレス kanhojo@ataj.or.jp